

令和7(2025)年度 うきは市住宅関係補助金メニュー一覧

各補助金は併用して申請できます（※3を除く）

※1～5の説明は裏面にあり

項目	対象となる市民		補助上限	申請時期	補助金	担当窓口
家・店舗を建てる (取得する) ※1	うきは地域の木材を使う	市民	40万円	建築前	地域木材利用促進事業費補助金	農林振興課林政係 0943-75-4975
		移住者	60万円			
	18歳以下の子がいる世帯の新築住宅・中古住宅		新築住宅の場合 30万円以上	入居後	子育て世帯等マイホーム取得支援補助金	企画政策課政策調整係 0943-73-9021
	39歳以下の新婚	新婚4年以内の新築住宅 中古住宅	中古住宅の場合 15万円以上			
		新婚1年以内で世帯所得500万円未満の住宅		60万円	入居後	結婚新生活支援補助金
街なみ環境整備地区内で基準にあった外観の建物			300万円 ※条件による	建築前	町並み保存地区保存対策費補助金	都市整備課まちづくり推進係 0943-76-9063
家を借りる (賃貸)	39歳以下の新婚1年以内で世帯所得500万円未満		60万円	入居後	結婚新生活支援補助金	企画政策課政策調整係 0943-73-9021
	従業員を雇用する事業所		月額2万円	入居後	従業員家賃支援補助金	都市整備課計画・調整係 0943-76-9063
	保育士等を雇用する保育所		月額4万2千円	入居後	保育士宿舎借り上げ支援事業補助金	福祉事務所子ども支援係 0943-75-4961
家、店舗を改修する※2	うきは地域の木材を使う	市民	40万円	改修前	地域木材利用促進事業費補助金	農林振興課林政係 0943-75-4975
		移住者	60万円			
	昭和56年5月以前の木造住宅の耐震改修※4		80万円	改修前	木造住宅耐震改修事業費補助金	建設課建築係 0943-75-4987
	在宅の重度障がい者や難病患者など※5		20万円	改修前	重度障害者(児)住宅改修費給付事業	福祉事務所福祉係 0943-75-4961
	伝統的建造物群保存地区内の特定物件の外観修理		1000万円 ※条件による	改修前	伝統的建造物群保存地区補助金	都市整備課まちづくり推進係 0943-76-9063
空き店舗を活用して事業活動を実施		100万円	改修前	空き店舗等活用支援事業補助金	うきはブランド推進課商工振興係 0943-76-9095	
空き家を改修して住む ※2	市民の転居	姫治地区	100万円	改修前	空き家リフォーム事業費補助金	うきはブランド推進課地域振興係 0943-76-9059
		姫治地区外	50万円			
	移住者 ※6	姫治地区	150万円			
		姫治地区外	50万円			
危険な空き家を解体する※3	建物の所有者、相続関係者		50万円	解体前	老朽危険家屋等除却促進事業費補助金	建設課建設管理係 0943-75-4987
移住する	東京圏からの移住者	単身	60万円	移住後	移住支援金	うきはブランド推進課地域振興係 0943-76-9059
		2人以上の世帯	100万円			

令和7(2025)年度 うきは市住宅関係補助金メニュー一覧

各補助金は併用して申請できます(※3を除く)

項目	対象となる市民	補助上限	申請時期	補助金	担当窓口
空き家を処分する	空き家バンクに空き家情報を登録して相続する市民 (市外住民も含む)	5万円	改修前	空き家バンク活用促進補助金	うきはブランド推進課地域振興係 0943-76-9059
	情報登録者で空き家バンクに登録した物件を売買又は賃貸にて成約した市民(市外居住者も含む)	5万円			
	空き家バンクに空き家に関する情報を登録するまでの間に、所有者等と市との間の世話をを行った自治協議会	5万円			

※1省エネ性能がある住宅の新築やリフォームには国の補助金があります。

国交省:こどもみらい住宅支援事業事務局0570-033-522、その他:環境共創イニシアチブ 03-5565-3960

※2自宅を改修(リノベーション)する子育て世帯などには、福岡県の補助金があります。福岡県建築都市部住宅計画課住環境整備係 092-643-3734

※3危険なブロック塀などの撤去には、うきは市のブロック塀等撤去費補助金で最大10万9千円支給されます。他の補助金と併用不可。

うきは市建設課 建設管理係 0943-75-4987

※4木造住宅の耐震診断には、市の補助金で最大3千円支給されます。うきは市建設課建築係 0943-75-4987

※5介護保険制度で要介護(要支援)と認定された方は、居宅サービスの住宅改修費として支給されます。

うきは市保健課 介護・高齢者支援係 0943-75-4960

※6うきは市に転入日の前日から3年間以上市外住民であった方。すでに転入済の方は転入日から1年間は申請ができません。